

「府民のための芸能芸術半額鑑賞会」よくあるお問い合わせ

Q1：府民のための芸能・芸術半額鑑賞会とは？

A1：この事業は、芸能・芸術愛好家の裾野拡大を図ることを目的に、優れた舞台芸能・芸術を通常の半額料金で鑑賞する機会を府民に提供する事業で、大阪府、公益社団法人日本演劇興行協会、独立行政法人日本芸術文化振興会の3者で事業協定を締結して実施しています。

Q2：この事業の実施主体である3者の役割分担は？ またこの事業にかかる費用は、どこが負担していますか？

A2：この事業は、A1に記載している目的のため、公益社団法人日本演劇興行協会及び、独立行政法人日本芸術文化振興会は、事業協定を締結している各劇場との調整、演目の選定、鑑賞券の申込受付、当落選定や通知、鑑賞券の引換等についての業務を担当しています。大阪府は、「府政だより」と「大阪府ホームページ」への掲載を担当しています。事業費用につきましては、各業務分担に基づきそれぞれが負担しており、大阪府以外の担当業務にかかる費用に税金が使われることはありません。

Q3：府民のための芸能・芸術半額鑑賞会の情報はどこで知ることができますか？

A3：対象となる公演の約2・3ヵ月前の府政だよりに、対象の公演内容や申込方法を掲載しております。また、府のホームページでもお知らせしております。

Q4：公益社団法人日本演劇興行協会とはどのような協会ですか？

A4：昭和63年9月、文化庁の承認を受け設立した協会で、演劇の普及を図ると共に演劇に関する助成を行う団体です。その事業のひとつとして「半額鑑賞会」を実施しています。

Q5：半額鑑賞会に当選したのですが、問合せはどこにしたらよいのですか？

A5：公益社団法人日本演劇興行協会 半額鑑賞会事務局（電話：06-6342-5407）にお問合せください。

Q6：応募ハガキに希望人数を書き忘れたのですが、扱いはどうなりますか？

A6：人数の記入がない場合、1人での応募扱いとなります。

Q7：応募ハガキに複数の公演番号を書いたのですが、扱いはどうなりますか？

A7：希望公演番号を複数記入いただいた場合は応募そのものが無効となります。また、ハガキに「第2希望、第3希望、いつでもよい」などと記入された場合も同様に無効となります。

Q8：半額鑑賞会の座席の指定はできますか？ 2人での申し込みの場合は隣同士の席になりますか？

A8：座席の指定はできません。2人での申し込みの場合は隣同士のお席となるように努めますが、場合によってはならないこともあります。

Q9：府政だよりに1等席と記載がありますが、用意している席はどこですか？

A9：劇場によって、1等席には1階席の場合と2階席の場合があります。座席位置は劇場や公演日時ごとに異なります。

Q10：半額鑑賞会を申し込んだ公演に行けなくなりました。取り消しや変更はできますか？また、2人で申し込んだのですが、同伴者が行けなくなった場合は1人へ変更できますか？

A10：申込内容の変更はできません。当選された場合は代金の払い込みがなければ、辞退されたものとして対応しています。なお、代金払込後の取り消し・返金はできませんのでご注意ください。

Q11：キャンセル待ちしたい。

A11：キャンセル待ちという対応はありません。

Q12：インターネットでの申し込みやネットバンクや銀行からの鑑賞券の代金の払い込みはできないのですか？ また、カード決済はできないのですか？

A12：

- ・インターネットでのお申込みはできません。たくさんの応募がございますので応募方法は往復ハガキのみの受け付けに限定しております。
- ・ネットバンクや銀行からの郵便局口座への振込は可能です。その際、必ず整理番号の入力を忘れずをお願いします。
- ・カード決済はできません。

Q13：郵便局の払込書に口座番号と加入者名を記入するのが面倒。口座番号だけではダメですか？

A13：誤支払いを避けるためにも口座番号と加入者名を必ず記入ください。

Q14：郵便局の払込書に整理番号を記入する必要がありますか？

A14：払い込みいただいた方とご希望公演番号を特定するための必要情報となりますので、必ず記入をお願いします。

Q15：振込の際、整理番号を書き忘れた。

A15：すぐに半額鑑賞会事務局（電話：06-6342-5407）へお電話ください。